

ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用について

福岡市立ひとり親家庭支援センター
(以下「センター」と記載しています。)

令和5年8月

1 制度の概要

福岡市にお住いの母子家庭・父子家庭・寡婦の方が日常生活を営むのに一時的に支障が生じている場合、ご自宅に家庭生活支援員を派遣します。

- 1) 就職活動や資格取得、一時的な疾病(感染症を除く)、事故、冠婚葬祭、学校行事参加などのため、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている場合。
- 2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育する家庭で、残業のため保育サービスが必要な場合に、親族の支援を受けることが困難で、保育サービスが必要であると認められる場合。

※1)、2)とも原則としてそれぞれ年20回まで利用できます。

◎支援できること
・乳幼児及び児童の保育(室内のみ) ・食事の世話 ・住居の通常の掃除 ・身の回りの世話 ・生活必需品の買い物 ・通常の洗濯 ・保育サービスを伴う保育園、学童保育への迎え ・就寝の世話 ・要望がある場合の、日常生活における食事や掃除等に関する親への助言や指導
◎支援できないこと
・戸外での保育 ・仕事(内職を含む。)の手伝い ・感染症に罹っている子の見守り ・大掃除 ・感染症や慢性的な病気のため家事ができない場合の家事 ・一時間未満の送迎のみの利用 ・所定内労働時間内の子の見守り

◆ 利用料金

利用世帯の区分	利用者の負担額負担額 (1時間あたり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯又は市民税非課税世帯	0円	0円
生計中心者の前年(1月から7月までの間は前々年)の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額未満の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

※子育て支援については児童数により費用負担が変わる場合があります。

※利用者居宅での子育て支援は生活援助の料金を適用します。

※ひとり親の方が対象となります。離婚成立前の方は対象になりません。

※所得に応じ利用料がかかり、キャンセル料が発生することもあります。

※その他、支援が可能かどうかについては、「センター」へお問い合わせください。(連絡先裏面)

裏面へ⇒

2 登録方法

1)登録申請

登録を行うには、下記の書類を返信用封筒に入れ切手を貼って郵送か、ご持参ください。

- ①支援員派遣対象家庭登録申請書（記入例を参考に漏れのないよう全てご記入ください。）
- ②住民票（同居者全員分、続柄の記載があるもの）1通（交付から3カ月以内）
- ③所得証明書又は非課税証明書 1通（生活保護受給の方は不要です。）

※利用予定月によって必要な証明書の年度が異なります。マイナンバーの記載は不要です。
（→4月～7月利用の場合は前年度の証明書／8月～3月利用の場合は今年度の証明書）

- ④保護受給証明書(生活保護受給の方のみ)
- ⑤就労証明書(未就学児～小学生がいて残業時に利用される場合のみ。)
- ⑥子どもの迎えについて(保育園、留守家庭子ども会／必要な方のみ)

※①～③は全員提出が必要です。④～⑥は必要に応じて提出ください
（更新の場合③不要の場合あり。ご相談ください。）

2)登録完了の連絡

「センター」より申請者へ電話で連絡いたします。

3 支援依頼の方法

1)支援の依頼

一週間前までに支援依頼の電話をしてください。その際、利用日時の確認や支援内容などの打合せをします。(依頼後に変更・キャンセルをされる場合は、すみやかにセンターにご連絡下さい。)

2)事前確認

支援日の前日(火曜日利用は前々日)「センター」から依頼者へ電話し、変更ないかを確認します。

※ 保育園や留守家庭子ども会への迎えを依頼された場合は、支援員が迎えに行くことを事前に伝えておいてください。

3)当日

※ 依頼した支援終了の時間までに必ず帰宅し、支援確認書にサインしてください。

※ 利用料金が発生する場合は支援終了時、支援員におつりがないようにお渡しください。

※ 残業の場合は、勤務先の残業証明書を支援員にお渡しください。

※ 子どもの迎えを依頼した場合は、自宅から保育園までの交通費実費を支援員にお支払下さい。

連絡先

福岡市立ひとり親家庭支援センター

(開館時間:平日 9時～21時 日祝 9時～17時半 月曜休館)

住所 〒810-0074

福岡市中央区大手門2丁目5-15

電話 092-715-8805

FAX 092-725-7720

◎その他ひとり親家庭支援センターではひとり親家庭の生活相談、就業相談、法律相談等を行っております。お気軽にご相談ください。

住民票の手数料減免について

福岡市ひとり親家庭等日常生活支援登録のため住民票を請求する際は、この用紙を窓口にお出しください。

※手数料条例第7条第4号、施行規則第5条4-(8)により、手数料が減免されます。

● 住民票請求の理由及び提出先

理 由：福岡市ひとり親家庭等日常生活支援 支援員派遣対象家庭登録申請のため

提出先：福岡市立ひとり親家庭支援センター TEL：(092) 715-8805

.....

※福岡市手数料条例

第7条 手数料の減免

第4号 市長が特別な理由があると認めるとき

※福岡市手数料条例施行規則

第5条 手数料の減免

4 条例第7条第4号の市長が特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

(8) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第3項に規定する寡婦であること又は同法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものであることの証明書として用いるため条例別表第1の1の項から4の項まで及び8の項から9の項までに規定する証明の請求があったとき。

条例別表第1

8 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された住民票に記録されている事項を記載した書類の交付又は当該事項に関する証明書の交付	住民票の写し等交付 手数料	1通又は証明事項 1件につき 300円 (自動交付機による交付の場合にあっては、1通につき250円)
8の2 住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しで同法第7条第5号、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項の記載を省略したものの交付	住民票の写しの広域 交付手数料	1通につき 300円